

閉じる

タイトル

(租税回避行為／定期保険保険料の損金算入) がん保険通達、定期保険通達に従って保険料を損金に算入した請求人の経理処理は公正妥当と認められる会計処理の基準に従ったものとはいえないとして同族会社の行為計算否認規定を適用した更正処分につき、その全部を取り消した事例（平9年1月1日～平10年12月31日の2事業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・全部取消し・平14-06-10判決）

本文

裁 決 書

熊裁（法）平13第24号
平成14年6月10日
国税不服審判所長 成田喜達

審査請求人

所在地 ■■■■■■■■■■■■

名称 有限会社■■■■■

代表者 代表取締役■■■■■

原処分庁 ■■ 税務署長

原処分 平成11年12月21日付でされた平成9年1月1日から平成9年12月31日まで及び平成10年1月1日から平成10年12月31日までの各事業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分は、いずれもその全部を取り消す。

理 由

1 事 実

(1) 事案の概要

本件は、養鶏業を営む同族会社である審査請求人（以下「請求人」という。）が支払った生命保険料を、支払った事業年度の損金の額に算入できるか否かを争点とする事案である。

(2) 審査請求に至る経緯

平成9年1月1日から平成9年12月31日まで及び平成10年1月1日から平成10年12月31日までの各事業年度（以下、順次「平成9年12月期」及び「平成10年12月期」という。）の法人税について、審査請求に至る経緯は別表のとおりである。

(3) 関係法令等

イ 法人税法第22条（各事業年度の所得の金額の計算）第1項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」と規定し、同条第3項は、「内国法人の各事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価のほか販売費、一般管理費その他の費用の額及び資本等取引以外の取引に係る損失の額とする。」旨規定している。

また、法人税法第22条第4項は、「同条第3項の当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」旨規定している。

ロ 保険期間が終身で満期保険金がないがん保険については、昭和50年10月6日付直審4-76「法人契約のがん保険の保険料の取扱いについて」通達（以下「本件がん保険通達」という。）において、法人が当該保険料をその払込みの都度損金経理した場合は、その計算を認める旨定めている。

ハ 満期保険金がない定期保険については、法人税基本通達（昭和44年5月1日付直審（法）25例規国税庁長官通達）9-3-5「定期保険に係る保険料」（以下「本件定期保険通達」という。）において、死亡保険金の受取人が法人であれば、当該定期保険契約により法人が支払った保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入できる旨定めている。

ニ 法人税法第132条（同族会社等の行為又は計算の否認）は、「同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる

結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。」旨規定している。

(4) 基礎事実

以下の事実は、請求人及び原処分庁の双方に争いがなく、当審判所の調査によってもその事実が認められる。

イ 請求人が契約した生命保険契約は、以下のとおりであり、有効に成立している。

(イ) A生命保険株式会社、B生命保険株式会社、C生命保険株式会社及びD生命保険株式会社（以下、これらを併せて「本件各生命保険会社」という。）とのがん保険契約（以下「本件がん保険契約」という。）は、いずれも①保険契約者が請求人、②被保険者が役員及び従業員（以下、これらを併せて「本件被保険者」という。）、③死亡保険金等の受取人が請求人、④保険期間が終身、⑤保険料の払込期間が5年以上の有期となっている。

(ロ) 本件各生命保険会社との逡増定期保険特約付の生命保険契約（以下「本件逡増定期保険契約」という。）は、いずれも①保険契約者が請求人、②被保険者が本件被保険者、③死亡保険金等の受取人が請求人、④主契約部分については保険期間及び保険料の払込期間が終身、⑤逡増定期保険特約部分については保険期間及び保険料の払込期間が14年ないし38年までの有期となっている。

ロ 請求人は、本件がん保険契約及び本件逡増定期保険契約（以下、これらを併せて「本件各生命保険契約」という。）に基づき、本件がん保険契約に係る生命保険料及び本件逡増定期保険契約のうち逡増定期保険特約部分に係る生命保険料（以下、これらを併せて「本件保険料」という。）を平成9月（ママ）12月期に159,498,876円、平成10年12月期に262,064,415円支払っており、当該保険料は請求人の所得計算において、その全額が各事業年度の損金の額に算入されている。

なお、本件逡増定期保険契約のうち主契約部分に係る支払保険料は、保険積立金として資産に計上されている。

ハ 本件がん保険契約に係る生命保険料は、本件がん保険通達に定める「その払込みの都度損金の額に算入することが認められる生命保険料」に該当する。

ニ 本件逡増定期保険契約のうち逡増定期保険特約部分に係る生命保険料は、平成8年7月4日付課法2-3「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」通達（以下「本件逡増定期保険通達」という。）に定める前払保険料とすべき逡増定期保険に係る生命保険料には該当せず、本件定期保険通達に定める「期間の経過に応じて損金の額に算入することが認められる生命保険料」に該当する。

2 主張

(1) 原処分庁の主張

原処分は、次の理由により適法であるから、審査請求をいずれも棄却するとの裁決を求める。

イ 本件保険料は、形式的には本件がん保険通達及び本件定期保険通達（以下、これらを併せて「本件各生命保険通達」という。）に定める要件を充たしているが、次の理由から、本件各生命保険契約は、本件各生命保険通達の存在を奇貨として、不当に税負担を軽減するために締結されたものであり、適正・公平な課税を困難ならしめるものであることから、本件各生命保険通達を適用することはできない。

(イ) 本件がん保険契約に係る生命保険料の額は、本件被保険者の年間給与額に比べて異常に高額である。本件被保険者の地位、職務内容等からみてもこのような高額な本件がん保険契約を締結する必要性及び経済的合理性は認められない。

(ロ) 本件各生命保険契約による解約返戻金の返戻率、租税負担、対策効果等は、株式会社Eが作成した「決算対策シミュレーション」に記載されており、同社の代表取締役内は「現行の法令内で損金性が税務否認された場合には、その付加税部分については弊社が補償する。」旨の確認書（以下「本件確認書」という。）を請求人に差し入れている。このことから、本件各生命保険契約は税負担の軽減を目的に締結されたものと認められる。

(ハ) 本件各生命保険契約は、上記決算対策シミュレーションによると、本件保険料の額から解約返戻金を差し引いた保険料の実質負担額が、本件

保険料を損金の額に算入しなかった場合に課税される本件保険料に対応する法人税等の額より少なくなるように設定されている。

- (ニ) 本件保険料を支払った各事業年度においてその全額の損金算入を認めた場合には、損金の額に算入することを認めなかった場合と比べて法人税額を平成9年12月期で64,420,600円、平成10年12月期で98,068,300円減少させる結果となり、これは不当な税負担の軽減に当たる。
- ロ 本件各生命保険契約は、次の理由から、従業員等の福利厚生目的で締結されたものとは認められない。
- (イ) 本件がん保険契約について、本件被保険者への周知が行われていない。
- (ロ) 本件各生命保険契約の死亡保険金等の受取人はいずれも請求人であり、当該死亡保険金等を本件被保険者の退職金及び弔慰金等の原資に充てるなど福利厚生目的に使用する旨の退職給与規定及び弔慰金規定等の定めはない。また、労働基準監督署に提出した就業規則にも従業員の退職金については中小企業退職金共済事業団から従業員に直接支払われるとだけしか定められていない。
- (ハ) 請求人が事業年度初めに従業員等に提示した給与の額及び就業規則等の社内決定事項を記載した文書の中にも、本件各生命保険契約についてなんら具体的に記載されていない。
- (ニ) 本件被保険者には請求人の正式社員以外のパート従業員も含まれている。
- (ホ) 請求人は、平成10年12月期において本件がん保険契約に基づく被保険者の一部の者が退職しているにもかかわらず、当該事業年度中に解約の手続をとっていない。
- ハ 上記イ及びロから、本件各保険通達は適用できず、本件各生命保険契約は従業員等の福利厚生目的で締結されたものでもなく、また、その必要性及び経済的合理性も認められないことから、本件保険料を支払った事業年度でその全額を損金の額に算入したことは、法人税法第22条第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されたもの」とはいえない。そうすると、本件保険料を各事業年度の損金の額に算入できないとして保険積立金に資産計上した原処分は適法である。
- ニ なお、請求人は同族会社であり、本件各生命保険契約は、締結する経済的合理性が認められず、結果として法人税負担を不当に減少することになることから、法人税法第132条第1項の規定に該当する。
- (2) 請求人の主張
- 原処分は、次の理由により違法であるから、その全部の取消しを求める。
- イ がん保険及び逋増定期保険に係る生命保険料の額を損金に算入する時期についての法人税の取扱いは、本件各生命保険通達に明文の定めがあり、本件保険料は当該通達によりその全額が支払った事業年度の損金の額に算入することが認められているものである。
- また、生命保険会社は大蔵省（現金融庁）の厳重な指導・管理下にあり、一般的に公序良俗に反したり、常識を逸したりする契約は引き受けない。本件各生命保険契約は正規な契約に基づいて締結されており、本件保険料が高額であったとしても異常な契約でもなく、通達に明文の定めがある以上、税務上の取扱いになんらの影響を与えるものではない。
- さらに、本件各生命保険通達は公開された通達であり、実務社会では法令以上の機能を果たしており、請求人がこれらを信頼し、同通達を適用したことに請求人の責めに帰すべき事由はない。
- よって、請求人についてのみ本件各生命保険通達を適用しない原処分は、平等の原則や信義誠実の原則にも反し、違法である。
- ロ 本件各生命保険契約の締結の目的が、本件保険料の損金性及び損金算入の時期の判断に影響を与えるものではない。また、本件各生命保険契約の締結の必要性及び経済的合理性についても、次のとおり問題はない。
- (イ) 本件各生命保険契約の締結に伴う本件保険料の支払は借入れしてまでのものではなく、請求人の各事業年度の財務状態から見ても、決して不合理なものではない。
- (ロ) 本件各生命保険契約は解約返戻金も含めて大蔵省（現金融庁）の認可を受けており、本件保険料は本件各生命保険通達で支払った事業年度でその全額を損金の額に算入することが認められているものである。その上で、結果的に平成9年12月期の解約払戻率が49.7%及び平成1

0年12月期の解約返戻率が52.3%であったということであり、解約を前提とする租税回避を目的としたものではない。

また、解約返戻金については、解約を仮定しての返戻率を基にして計算されたものにすぎず、解約時に益金処理されて課税の対象となるものであることから、支払った年度のみの実質負担額と法人税とを単純に比較することには合理性がない。

(ハ) 本件各生命保険契約は有効に成立しており、経理処理も適正に行われている。また、本件保険料が高額であることから結果として法人税の税負担を減少させる結果となるが、これは「不当な税負担の軽減」ではない。

(ニ) 本件確認書は、請求人がその経理処理に確信を持つために税理士の丙に確認を求めたのに対して同人が税務の専門家として作成したものであり、決算対策のみの目的で作成されたものではない。

(ホ) 本件被保険者の一部の者が退職しているにもかかわらず、解約の手続きをとっていないことについては、途中解約のメリットがなく、解約しないほうがその間の保証もあることから解約しなかったものである。

ハ 以上のことから、請求人が本件各生命保険通達を適用したのは適法であり、本件保険料は支払った事業年度でその全額が損金の額に算入できる。

ニ なお、本件各生命保険契約の締結及び本件保険料の支払は、同族会社等特有の行為又は計算でもなく、一般に通常行われているものであり、不当に法人税の負担を減少させるものではないことから、法人税法第132条第1項の規定には該当しない。

3 判断

本件審査請求は、本件保険料が支払った各事業年度の損金の額に算入できるか否かに争いがあるので、以下審理する。

(1) 認定事実

請求人の提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査によれば、次の事実が認められる。

イ 請求人は、本件各生命保険契約に関し、請求人の福利厚生制度規定に記載して周知しているほか、本件がん保険契約については、がん保険加入規定及び「正社員としての心得」に記載して周知し、本件遡増定期保険契約については、各自の署名、なつ印を徴することにより周知している。

ロ 本件各生命保険契約は、年の途中で解約しても支払保険料の未経過分については払戻しがなく、解約返戻金の単純返戻率については契約年数の経過に伴い増加するものである。

ハ 請求人は、本件がん保険契約に係る生命保険料について、本件がん保険通達に基づき払込期間に応じた均等年払分として、平成9年12月期については被保険者50名分125,064,239円及び平成10年12月期については新規契約者2名を加えた被保険者52名分128,541,657円を支払っている。

ニ 請求人は、本件遡増定期保険契約のうち遡増定期保険特約部分に係る生命保険料について、本件定期保険通達に基づき払込期間に応じた均等年払分として、平成9年12月期については被保険者3名分34,434,637円及び平成10年12月期については新規契約者15名を加えた被保険者18名分133,522,758円を支払っている。

(2) 更正処分について

イ 法人税法上、内国法人に対して課される各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した所得の金額とされているところ、同法第22条第3項は、内国法人の各事業年度の所得の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、「①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、②当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」とし、同条第4項は、当該事業年度の収益の額及び損金の額に算入すべき金額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨規定している。

これは、法人の所得の計算が原則として企業利益を算定する際の企業会計に準拠して行われるべきことを意味するものであるが、企業会計の中心をなす企業会計原則や確立した会計慣行は、会計処理全般にわたり網羅的かつ細目的なものとはいえないため、適正な企業会計慣行を尊重しつつ個別事情に即した課

税処分を行うための考え方として、国税庁長官は基本通達及び各種個別通達を職員に対して発遣している。そのような意味から、これらの通達の内容は、法人税法第22条第4項にいう会計処理の基準を補完し、その内容の一部を構成するものといえることができる。

- ロ 定期保険に係る支払保険料については、当該保険契約による保険料の支払期日が到来するごとにその債務が確定するが、一般に死亡事故等の保険事故は保険期間の後半に生ずるため、実質的には保険期間の前半において支払う保険料の中には前払部分の保険料が含まれている。特に、保険期間が長期にわたる定期保険や保険期間中に保険金額が増加する定期保険は、当該保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれていることから、本件がん保険通達、本件逓増定期保険通達及び本件定期保険通達（以下、これらを「本件通達等」という。）により、支払保険料の損金算入時期に関する取扱いの適正化を図ることとしたものであり、当審判所においても当該取扱いは相当と認められる。

そして、本件通達等の取扱いをもって本件各生命保険契約に係る本件保険料の全額が損金の額に算入されることについては、上記1の(4)のハ及びニの基礎事実のとおり、原処分庁及び請求人において争いのない事実である。

- ハ 原処分庁は、請求人が本件各生命保険契約を締結し、本件保険料を支払い、本件各生命保険通達を適用して当該事業年度の損金の額に算入したことは、本件各生命保険通達の存在を奇貨として、不当に税負担を軽減するものであり、適正・公平な課税を困難ならしめることから租税回避行為に該当すると主張するが、次の理由から、当該行為は租税回避行為とはいえない。

(イ) 本件保険料に係る経理処理は、上記イ及びロのとおり本件通達等の取扱いによったものであり、その結果として各事業年度の納付すべき法人税額が、本件各生命保険契約を締結しなかった場合と比較して減少することとなるとしても、これをもって不当な税負担の軽減に当たるといえることはできない。

(ロ) 原処分庁は、本件各生命保険契約を締結するに当たり、株式会社Eの作成した「決算対策シミュレーション」の記載内容及び本件確認書が存在することから、本件各生命保険契約は税負担の軽減を目的に締結されたものと主張するが、請求人が、本件各生命保険契約を締結するに当たり実質的な税負担や解約払戻金を検討することは、経営者としての経営判断の一つであると認められるから、原処分庁の主張は採用できない。

- ニ 原処分庁は、本件各生命保険契約は、被保険者への周知が行われていないことや平成10年12月期において本件がん保険契約に基づく被保険者の一部の者が退職しているにもかかわらず当該事業年度中に解約手続が取られていないことを理由として、従業員等の福利厚生目的で締結されたものではないと主張するが、上記イの認定事実のとおり従業員等に周知され、また、ロの認定事実のとおり翌事業年度においてその手続を取る方が解約メリットが多いことから途中での解約をしなかったものと推認されるところ、これをもって従業員等の福利厚生目的ではないといえることはできない。

- ホ さらに、本件各生命保険契約の締結は、本件各生命保険会社との間で有効に成立した第三者取引であることから同族会社等特有の取引ではなく、請求人の法人税の負担を不当に減少せしめるものとも認められず、これらは法人税法第132条第1項の同族会社等の行為又は計算には該当しないとするのが相当である。

- ヘ 以上のとおり、請求人が本件通達等の取扱いにより、本件保険料の全額を損金として会計処理したことは、法人税法第22条第4項に定める「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従っている」というべきであり、原処分庁が本件保険料を支払った事業年度でその全額を損金の額に算入することができないとして行った各事業年度の法人税の各更正処分は、いずれもその全部を取り消すのが相当である。

- (3) 過少申告加算税の賦課決定処分について

各事業年度の法人税の過少申告加算税の各賦課決定処分については、各更正処分全部の取消しに伴い、いずれもその全部を取り消すのが相当である。

- (4) 原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料によっても、これを不当とする理由は認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

別表 審査請求に至る経緯

(単位：円)

項目\区分	確定申告	修正申告等	更正処分等
〔平成9年12月期〕			
年 月 日	期 限 内	—	平11. 12. 21
所得金額	1 3 7 0 9 6 3 2 2	—	2 9 6 5 9 5 1 9 8
納付すべき税額	5 3 3 4 8 7 0 0	—	1 1 7 7 6 9 3 0 0
過少申告加算税	—	—	6 9 9 1 5 0 0
〔平成10年12月期〕			
年 月 日	期 限 内	平11. 9. 20	平11. 12. 21
所得金額	1 3 6 4 8 4 4 2 4	1 4 6 3 2 1 4 5 3	3 8 9 2 4 5 9 6 8
納付すべき税額	5 3 1 4 3 8 0 0	5 6 6 2 6 9 0 0	1 5 4 6 9 5 2 0 0
過少申告加算税	—	2 3 0 0 0 0	1 2 1 6 5 0 0 0
重加算税の額	—	※ 4 0 9 5 0 0	—

〔審査請求〕 平成9年12月期 平成12年2月21日 確定申告のとおり
平成10年12月期 平成12年2月21日 修正申告のとおり
※修正申告等についての情報提供者である税理士からのコメント
修正申告につき重加算税を賦課されたので、異議を申し立て、異議決定の段階で全部
取消しとなっている。